三沢飛行場周辺の第一種区域等の見直し

令和７年１２月
防　　衛　　省

1. 経緯

○ 三沢飛行場周辺においては、平成11年の第一種区域等の指定の後、航空自衛隊F-35Aの配備を開始（平成30年）、配備機種の更新や外来機の飛来等により、騒音状況が変化。

○ 令和5年、関係自治体へ説明の上、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を開始し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成。
（騒音度調査は令和7年3月まで実施）

2. 調査結果（騒音コンター）等

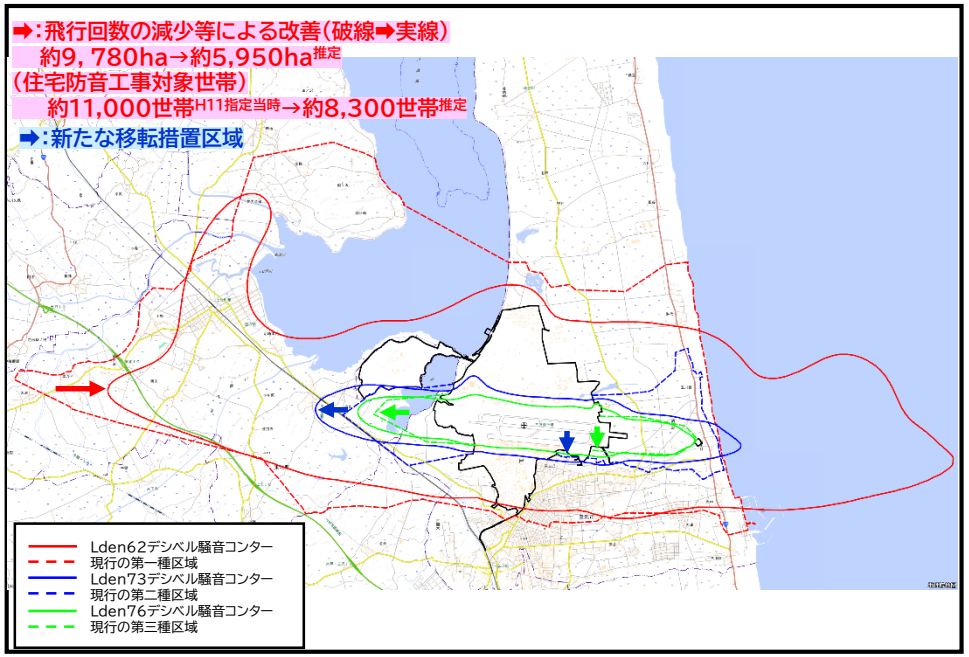

3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和9年度秋頃、新たな第一種区域等を指定（適用）予定。

R7’（2025’）	R8’（2026’）	R9’（2027’）
関係自治体説明～告示等手続き → 告示等	解除告示後、1年半の経過措置期間	新区域指定

◆調査結果の概要①

■第一種区域(住宅防音工事対象区域)(Lden62デシベル以上:WECPNL75以上)

○ Lden62デシベルコンター(赤線)の面積は、平成11年3月の最終指定告示（赤破線)と比べ縮小しており、飛行場周辺では騒音の影響の範囲に変化が見られます。

○ 1日の標準飛行回数は前回の412回と比べ、今回は239回と約42%少ない結果となりました。

○ 特に、騒音レベルの高いジェット戦闘機の1日の標準飛行回数は、前回の300回に対し、今回は153回と約49%少ない結果となりました。また、Lden62デシベルコンターは、現行の第一種区域と比べて約9，780haから約5,950haに面積が縮小しています。

【対象区域面積及び世帯数】

・現行の第一種区域:
約9,780ha
約11,000世帯※ H11指定当時
（令和6年度待機世帯解消済み）

・Lden62デシベルコンター:
約5,950ha※推定
約8,300世帯※推定

Lden62・73・76dBコンターと現行の第一・二・三種区域

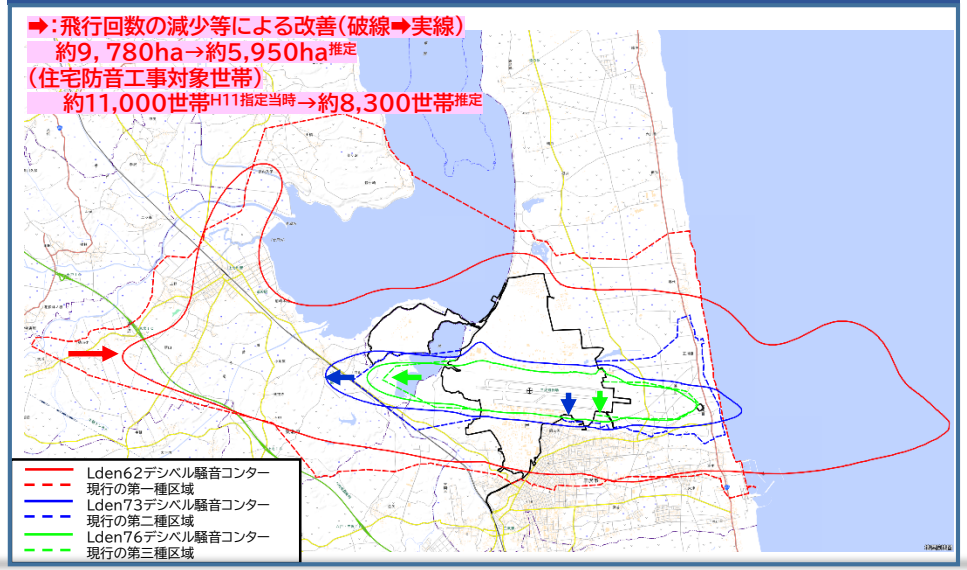

◆調査結果の概要②

■第二種区域(移転措置事業対象区域)(Lden73デシベル以上:WECPNL90以上)

○ Lden73デシベル騒音コンターの面積については、第一種区域と同様に、平成11年3月に告示した現行の第二種区域と比べ、約1,150haから約900haへ縮小しています。

○ 三沢市においては岡三沢五・六丁目、東北町においては西側方向へ区域が拡大しています。

※ 岡三沢五・六丁目全体が移転措置区域に指定される結果となっています。

■第三種区域(緑地帯の整備等)(Lden76デシベル以上:WECPNL95以上)

○ Lden76デシベル騒音コンターの面積については、平成11年3月に告示した現行の第三種区域と比べ、約390haから約440haへ拡大しています。

【対象区域面積】

・現行の第二種区域: 約1,150ha

・Lden73デシベルコンター: 約 900ha※推定

・現行の第三種区域: 約 390ha

・Lden76デシベルコンター: 約 440ha※推定

Lden62・73・76dBコンターと現行の第一・二・三種区域

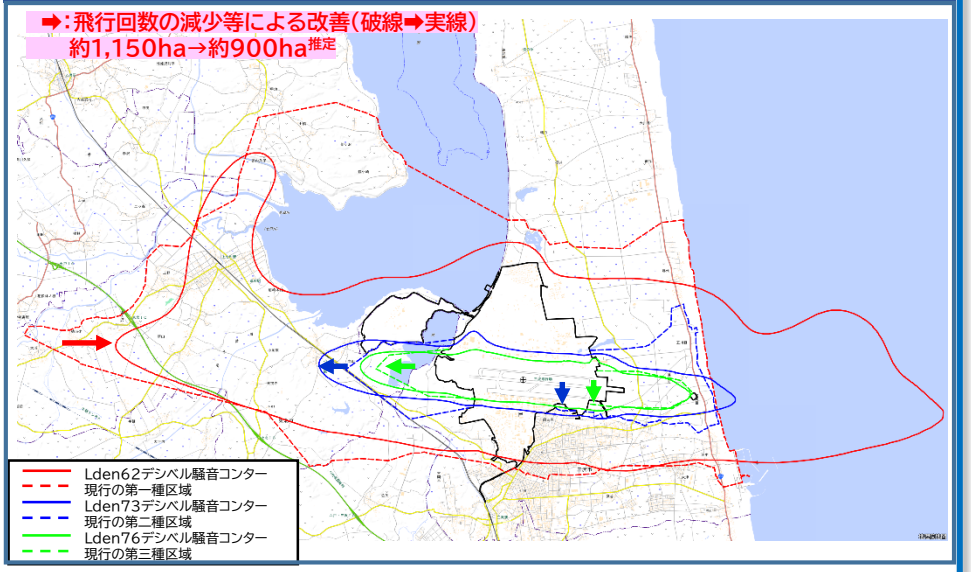

◆第一種区域等の見直しにおける取組①

■指定再告示方式

○ 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定（告示）の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。（移転措置事業も同様）

○ 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、**現行の第一種区域等をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」を採用**します。

○ 指定再告示方式により、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてが住宅防音工事の対象**となります。（移転措置事業も同様）

○ なお、今般の区域見直しに併せて、旧法（旧防衛施設周辺の整備等に関する法律）により指定された、いわゆる「みなし区域」についても解除（廃止）します。（移転措置事業のみ）

■経過措置

○ 現行の第一種区域等の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、一定の期間（約1年6か月）の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付け**ます。（移転措置事業も同様）

○ この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除（廃止）された後も**現行の工事内容で防音工事を実施**します。（移転措置事業も同様）

■外郭防音工事

○ 現在、三沢飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、外郭防音工事（居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事）を実施しているところです。

○ 今般の第一種区域の見直し後においては、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてに対して、外郭防音工事（新工法）で実施**します。

◆第一種区域等の見直しにおける取組②

■放送受信事業の助成対象区域見直し

○ 放送受信事業は、三沢飛行場周辺の助成対象区域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料の半額相当を補助する事業です。

○ 今般の第一種区域等の見直しに合わせて、**現行の助成対象区域をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域と同じ区域に見直す**こととしています。

○ 放送受信事業については、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している者が対象（※）となります。

※ 新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信契約者、また、新たな区域に所在し、過去に住宅防音工事を実施した住居に設置した受信機に係る放送受信契約者については、対象外となります。

○ 現行の助成対象区域の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、住宅防音工事と同様に一定の周知期間（約1年6か月）を設けて、その間は、現行の助成対象区域による補助を継続**します。